









示に附し、都道府県知事の諸問

に応じて答申する。

第三十三條第一項中「第二十三

條第三項」を「第二十三條第四項」

に改める。

第三十五條中「第六條第三項又

は第二十三條第三項」を「第六條第

四項又は第二十三條第四項」に改

め、第四項を第五項とし、第三項

を第四項とし、第二項中「前項」を

「前二項に改め、同項を第三項と

し、第一項の次に次の一項を加え

る。

2 都道府県知事は必要と認める

ときは、食糧の政府買入数量の

指示に関する法律第三條第一項

第一号（第六條第三項、第七條

第二項及び第十一條において準

用する場合を含む。）の規定によ

り意見を開くため、その定める

区域について市町村農業委員会

代表者会議を招集する」とがで

きる。

附則第九項中「第六條第三項」の

下に「及び第四項」を加え、「第二

十二條第三項第一号及び第二号」

を「第二十三條第三項並びに第四

項第一号及び第二号」に改める。

3 前項の規定による改正前の食糧管理法第三

條第一項の規定に違反する行為でこの法律地

方前にしたもののに対する罰則の適用について

は、なお從前の例による。

4 農業委員会法の一部を次のように改正す

る。

第六條中第三項を第四項とし、同條第二項

を第三項とし、同條第一項の次に次の二項を

加える。

2 市町村農業委員会は、食糧の政府買入数

量の指示に附する法律昭和二十六年法律第

三号その他法令によりその権限に属

させた主要食糧の政府による買入及び販用

に関する事項を処理する。

第二十三條第三項中「第六條第三項」を「第

六條第四項」に改め、同項を第四項とし、同

條第一項中「第六條第三項」を「第六條第三項」に改め、同項を第三項とし、同條第一項の次

に次の一項を加える。

2 市町村農業委員会は、食糧の政府買入

数量の指示に附する法律その他の法令によ

りその権限に属させた主要食糧の政府によ

り買入及び販用に属する事項を処理する。

第三十三條第一項中「第二十三條第三項」を

「第二十三條第四項」に改める。

第三十五條第一項中「第六條第三項又は第

二十三條第三項」を「第六條第四項又は第二十

三條第四項」に改め、同條第四項中「第一項」

を「第二十三條第四項」に改める。

第三十五條第一項中「第六條第三項」を「第六

條第三項」とし、同條第三項を第二

項及び第三項」とし、同條第三項又は第二

三條第三項並びに第三項」に改める。

3 食糧確保のための臨時措置に関する政令（昭和二十四年政令第三百八十四号）は、廃止する。

6 食糧確保のための臨時措置に関する政令（昭和二十四年政令第三百八十四号）の一部を次のように改めること。

第三十四條第一項の表中

「農業扶助資金会

保険審査会

を「農業扶助資金会

農業扶助資金会

保険審査会

○賛成者起立】

○副議長（岩本信行君） 起立少數。よ

つて参議院の修正に同意せざることに

決しました。（拍手）

別に御発議せられませんから、食糧

の政府買入数量の指示に関する法律案

は成立するに至りません。

附則第九項中「第六條第三項」を「第六條第

三項及び第四項」に改めること。

2 市町村農業委員会代表者会議を「市町村農業委

員会又は市町村農業委員会代表者会議」に

改めること。

3 食糧確保のための臨時措置に関する政令（昭和二十四年政令第三百八十四号）の一部を改正する法律案

（本院提出、参議院回付）

○副議長（岩本信行君） 参議院から、

本院提出、建築士法の一部を改正する

法律案が回付せられました。この際請

事日程に追加して右回付案を議題とな

るに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（岩本信行君） 御異議なしと

認めます。よつて日程は追加せられま

した。

建築士法の一部を改正する法律案の

参議院回付案を議題といたします。

建築士法の一部を改正する法律案

（小字は參議院修正）

昭和二十六年五月二十五日

参議院議長 佐藤 尚武

参議院議長林義治

（小字は參議院修正）

第三條を次のように改める。

（一級建築士でなければできない

設計又は工事監理）

第三條 左の各号に掲げる建築物

（建築基準法第八十五條第一項又

は第二項に規定する緊急仮設建築

物を除く。以下〇同様とする）を

新築する場合においては、一級建

築士でなければ、その設計又は工

事監理をしてはならない。



は、これが事務処理を促進して本計算書の正確を期すべき旨の要望を付しまして是認いたしたものであります。その後、昭和二十四年度末までにおきま十四億余万円を、物納財産の分では六十七億余万円を、國有財産に登録いたしまして、相当事務の進捗を見たのでございますが、なお未整理の分につきましては、引続き処理の促進を要望いたしております。

本委員会は、五月二十三日、討論を省略いたしまして採決に入りましたところ、多數をもつて右二件いずれも是認すべきものと議決いたした次第でございます。

○副議長(岩本信行君) 二件を一括し算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げる次第でございます。(拍手)

はなはだ簡単でございますが、決算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げる次第でございます。

○副議長(岩本信行君) 二件を一括し算委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げる次第でございます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多數。よつて両件とも委員長報告の通り決しました。

### 第三 生活保護法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 児童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

### 第五 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第三、生活保護法の一部を改正する法律案、日程第四、児童福祉法の一部を改正する法律案、日程第五、身体障害者福祉法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。厚生委員会理事青柳一郎君

#### 生活保護法の一部を改正する法律案

#### 生活保護法の一部を改正する法律案

#### 生活保護法の一部を改正する法律案

目次中「難則(第八十一條—第八十四條)」を「難則(第八十一條—第八十六條)」に改めることとする。

第十九條を次のように改める。

(実施機関)

都道府県知事、市長及び

社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に

関する事務所(以下「福祉事務所」)

といふを管理する町村長は、左に掲げる者に対しても、この法律の定めるところにより、保護を決定し、且つ、実施しなければならない。

〔居住地を有する者〕

その管轄区域内に居住地を有する

二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その

〔要保護者〕

の所管区域内に居住地を有する

区域内外に現在地を有するものであるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかるわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行ふるものとする。

第三十一条第一項但書の規定により被保護者が收容された場合には、その者は、その收容前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

前三項の規定により保護を行うべき者(以下「保護の実施機関」といふ)は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

四 前三項の規定により保護を行つて、被保護者等に対し、保護金品を交付すること。

四 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、要保護者に関する調査を行ふこと。

四 保護の実施機関又は福祉事務所長から求められた場合において、要保護者等に対し、保護金品を交付すること。

四 第二十一條中「社会福祉主事の設置に関する法律(昭和二十五年法律第一百八十二号)」を「社会福祉事業法」に改める。

五 保険の実施機関は、保護の決定及び実施に関する事務の一部を、行政令の定めるところにより、他の保護の実施機関に委託して行つこととを妨げない。

六 福祉事務所を設置しない町村の長(以下「町村長」という)は、その町村の区域内において特に急迫した事由により放置することができない状況にある要保護者に対し、応急的処置として、必要な保護を行ふものとする。

七 町村長は、保護の実施機関又は福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という)が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、左に掲げる事項を行うものとする。

一 その管轄に属する福祉事務所の有無、資産状況その他保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面を添え

一 要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を通報すること。

二 第二十四條第六項の規定により保護の開始又は変更の申請を受け取つた場合において、これを保護の実施機関に送付する。

三 町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて第十九條第六項に規定する保護を行わなければならぬ。

四 第二十六條第一項、第二十七條第一項並びに第二十八條第一項及び第四項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

五 第二十九條中「市町村長」を「保護の実施機関及び福祉事務所長」に改める。

六 第三十條第三項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

七 第二十二條中「市町村長」を「保護の実施機関、福祉事務所長」に、「市町村長及び社会福祉主事」を「これらの人」に改める。

八 第二十一條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

九 第三十九條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

十 第四十一條の見出し並びに同條第二項及び第五項中「公益法人」を「社会福祉法人」に改める。

十一 第三十九條第三項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

十二 第四十一條の見出し並びに同條第二項及び第五項中「公益法人」を「社会福祉法人」に改める。

十三 第四十二條、第四十三條第二項及び第四十五條第二項中「公益法人」を「社会福祉法人」に改める。

十四 第四十二條、第四十三條第二項及び第四十五條第二項中「公益法人」を「社会福祉法人」に改める。

十五 第四十二條第一項及び第四項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改め、同條に次の一項を加える。

十六 保護の開始又は変更の申請は、町村長をしてすることとする。

十七 町村長は、申請を受け取つたときは、五日以内に、その申請に、要保護者に対する扶養義務者

の有無、資産状況その他保護に関する決定をするについて参考となるべき事項を記載した書面を添え

一 第四項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

二 第六十一條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

三 第六十二條第一項、第三項及び第四項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

一 これを保護の実施機関に送付しなければならない。

二 第二十五条中「市町村長」を「保護の実施機関」に改め、同條に次の一項を加える。

三 町村長は、要保護者が特に急迫した事由により放置することができない状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて第十九條第六項に規定する保護を行わなければならぬ。

四 第二十九條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

五 第三十條第三項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

六 第二十一條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

七 第三十九條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

八 第四十一條の見出し並びに同條第二項及び第五項中「公益法人」を「社会福祉法人」に改める。

九 第四十二條、第四十三條第二項及び第四十五條第二項中「公益法人」を「社会福祉法人」に改める。

十 第四十二條第一項及び第四項中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

十一 第四十二條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

十二 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

十三 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

十四 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

十五 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

十六 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

十七 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

十八 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

十九 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

二十 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

二十一 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

二十二 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

二十三 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

二十四 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

二十五 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

二十六 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

二十七 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

二十八 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

二十九 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

三十 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

三十一 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

三十二 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

三十三 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

三十四 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

三十五 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

三十六 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

三十七 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

三十八 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

三十九 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

四十 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

四十一 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。

四十二 第四十九條第一項及び第四十八條中「市町村長」を「保護の実施機関」に改める。





判定を掌る所員の中には、前項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同條第二号に該当する者又はこれに準する資格を有する者が、それぞれ一人以上含まれなければならない。

相談及び調査を掌る所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならぬ。

第一章中第十八條の次に次の二條を加える。

第十八條の二 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として左の業務を行ふものとする。

一 児童及び妊娠婦の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な調査を行い、及び個別的に又は集団的に、必要な指導を行ふこと並びにこれらに附随する業務を行うこと。

児童相談所長は、その管轄区域内の福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)に必要な調査を委嘱することができる。

第十八條の三 保健所は、この法律の施行に関し、主として左の業務を行ふものとする。

一 児童及び妊娠婦の保健につい

て、正しい衛生知識の普及を図ること。

二 児童及び妊娠婦の健康相談に応じ、又は健康診査を行い、必要に応じ、保健指導を行うこと。

三 身体に障害のある児童の療育について、指導を行うこと。

四 児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し、必要な助言を與えること。

第二十一條の次に次の二條を加える。

第十二條の二 保健所長は、身体に障害のある児童につき、診査を行ひ、又は相談に応じ、必要な療育の指導を行わなければならない。

保健所長は、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五條第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童(身体に障害のある十五歳未満の児童については、身体障害者手帳の交付を受けたその保護者とす)に又は集団的に、必要な指導を行ふこと並びにこれらに附随する業務を行うこと。

第十二條の二 福祉事務所は、この法律の施行に際し、主として左の業務を行ふものとする。

一 児童及び妊娠婦の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な調査を行い、及び個別的に又は集団的に、必要な指導を行ふこと並びにこれらに附随する業務を行ふものとする。

児童相談所長は、その管轄区域内の福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)に必要な調査を委嘱することができる。

第十二條の三 都道府県知事は、保健所に於ける児童に対する送致を受ける事由があると認めるときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十二條の三 保健所は、この法律の施行に関し、主として左の業務を行ふものとする。

一 児童及び妊娠婦の保健につい

し、又は補聴器、義眼、車椅子等の補装具を交付し、若しくは修理することができる。

都道府県知事は、必要があるときは、前項に規定する補装具の交付又は修理に代えて、その購入又は修理に要する金額を、本人又は付又は扶養義務者が負担することのできる額を控除して支給することができる。

第二十一條中「市町村長は保護上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊娠婦」を「都道府県知事が保護上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができないときには、そ

の指置を要すると認める者

一 第二十七條の指置を要すると認める者並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神衛生上の判定を要すると認められる者は、これを児童相談所に送致すること。

二 児童又はその保護者をその福祉事務所の社会福祉主事に指導させること。

三 第二十二條から第二十四條までの措置を要すると認める者は、これをそれぞれその措置権者に報告し、又は通知すること。

第二十二條第一項前段中「前條の規定による通告又は少年法第十八條第一項の規定による送致を受けた児童」を「第二十五條の規定による通告を受けた児童、前條第一号又は少年法(昭和二十三年法律第二百六十八号)第十八條第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、下同じ。」を加え、同項に次の二号を加える。

第二十二條第一項後段を削り、同項に次の二号を加える。

三 前條第二号の措置が適当であると認める者は、これを福祉事務所に送致すること。

四 第二十二條から第二十四條までの措置を要すると認める者

は、これをそれぞれその措置権者に報告し、又は通知すること。

第二十二條第一項前段中「里親(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を指す)」の下に「社会福祉主事」を加え、同項第三号中「里親(保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童を指す)」の下に「社会福祉主事」を加え、同項第一項前段中「前條の規定による通告又は少年法第十八條第一項の規定による送致を受けた児童」を「第二十五條の規定による通告を受けた児童、前條第一号又は少年法(昭和二十三年法律第二百六十八号)第十八條第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、下同じ。」を加え、同項に次の二号を加える。

第二十二條第一項後段を削り、同項に次の二号を加える。

第二十五條中「児童相談所又はその職員」を「福祉事務所又は児童相談所」に改め、同條の次に次の二條を加える。





（関係法律の廃止）

6 教育所に在る孤児の後見職務に  
關する法律（明治三十三年法律第  
五十一号）は、廃止する。

7 特例等に関する法律（一部改正）  
予防接種法等による国庫負担の  
特例等に関する法律（昭和二十五  
年法律第二百十二号）の一部を大  
きく改訂する。

8 第一條第六号中「第五十條第一  
号」を「第三十條第一号及び第二  
号」、「第六号及び第七号並びに  
第八号」、「第六号及び第七号並びに  
第八号」、「第三十條第一号及び第二  
号」を「第三十條第一号及び第二  
号」に改める。

9 第二条第一項中「第六号から第七  
号まで及び」、「第五十五  
條及び第五十六條第三項」に改め、  
同條に次の二号を加える。

八 寄生虫病予防法（昭和六年  
法律第五十九号）第五條及び  
第七條、住血吸虫病に関する  
部分を除く。

10 児童福祉法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)に関する報告書  
〔最終号の附録に掲載〕

11 身体障害者福祉法の一部を改正す  
る法律案  
12 身体障害者福祉法の一部を改正す  
る法律  
13 身体障害者福祉法（昭和二十四年  
法律第二百八十三号）の一部を次の  
ように改訂する。

司（第九條第一項）を「第三節  
援護の機關（第九條第一項）」  
に、「第三章 更生援護施設の設置  
（第二十七條第一項）」を「第三  
章 身体障害者更生援護施設（第二  
十七條第一項）」に、「第四章  
費用（第三十五条第一項）」を  
「第四章 費用（第三十五条第一項）」  
に改める。

14 第二条第一項中「第六号から第七  
号まで及び」、「第五十五  
條及び第五十六條第三項」に改め、  
同條に次の二号を加える。

15 第二条第一項中「第六号から第七  
号まで及び」、「第五十五  
條及び第五十六條第三項」に改め、  
同條に次の二号を加える。

16 第二条第一項中「第六号から第七  
号まで及び」、「第五十五  
條及び第五十六條第三項」に改め、  
同條に次の二号を加える。

17 第二条第一項中「第六号から第七  
号まで及び」、「第五十五  
條及び第五十六條第三項」に改め、  
同條に次の二号を加える。

18 第二条第一項中「第六号から第七  
号まで及び」、「第五十五  
條及び第五十六條第三項」に改め、  
同條に次の二号を加える。

19 第二条第一項中「第六号から第七  
号まで及び」、「第五十五  
條及び第五十六條第三項」に改め、  
同條に次の二号を加える。

20 第二条第一項中「第六号から第七  
号まで及び」、「第五十五  
條及び第五十六條第三項」に改め、  
同條に次の二号を加える。

21 第二条第一項中「第六号から第七  
号まで及び」、「第五十五  
條及び第五十六條第三項」に改め、  
同條に次の二号を加える。

22 第二条第一項中「第六号から第七  
号まで及び」、「第五十五  
條及び第五十六條第三項」に改め、  
同條に次の二号を加える。

（身体障害者福祉司）

第九條 都道府県は、社会福祉事業  
所の長（以下「福祉事務所」とい  
う。）に、身体障害者福祉司を置か  
なければならぬ。

2 市及び町村は、その設置する福  
祉事務所に、身体障害者福祉司を  
置くことができる。

2 市及び町村は、その設置する福  
祉事務所に、身体障害者福祉司を  
置くことができる。

3 身体障害者福祉司は、事務  
所の長（以下「福祉事務所長」とい  
う。）の命を受けて、身体障害者の  
命を受け、身体障害者の  
福祉事務所に、身体障害者福祉司を  
置くことができる。

4 身体障害者福祉司は、事務  
所の長（以下「福祉事務所長」とい  
う。）の命を受けて、身体障害者の  
命を受け、身体障害者の  
福祉事務所に、身体障害者福祉司を  
置くことができる。

5 身体障害者福祉司は、事務  
所の長（以下「福祉事務所長」とい  
う。）の命を受けて、身体障害者の  
命を受け、身体障害者の  
福祉事務所に、身体障害者福祉司を  
置くことができる。

6 身体障害者福祉司は、事務  
所の長（以下「福祉事務所長」とい  
う。）の命を受けて、身体障害者の  
命を受け、身体障害者の  
福祉事務所に、身体障害者福祉司を  
置くことができる。

7 身体障害者福祉司は、事務  
所の長（以下「福祉事務所長」とい  
う。）の命を受けて、身体障害者の  
命を受け、身体障害者の  
福祉事務所に、身体障害者福祉司を  
置くことができる。

8 身体障害者福祉司は、事務  
所の長（以下「福祉事務所長」とい  
う。）の命を受けて、身体障害者の  
命を受け、身体障害者の  
福祉事務所に、身体障害者福祉司を  
置くことができる。

9 身体障害者福祉司は、事務  
所の長（以下「福祉事務所長」とい  
う。）の命を受けて、身体障害者の  
命を受け、身体障害者の  
福祉事務所に、身体障害者福祉司を  
置くことができる。

10 身体障害者福祉司は、事務  
所の長（以下「福祉事務所長」とい  
う。）の命を受けて、身体障害者の  
命を受け、身体障害者の  
福祉事務所に、身体障害者福祉司を  
置くことができる。

援助及び助言を求めるられたとき  
は、これに協力しなければなら  
ない。

11 身体障害者福祉司は、事務  
所の長（以下「福祉事務所長」とい  
う。）に該当する者のうちから、任  
用しなければならない。

12 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

13 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

14 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

15 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

16 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

17 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

18 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

19 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

20 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

2 身体障害者更生相談所は、身体  
障害者の医学的、心理學的及び職  
能的判定を行ふところとする。

3 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

4 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

5 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

6 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

7 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

8 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

9 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

10 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

11 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

12 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

13 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

14 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

15 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

16 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

17 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

18 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

19 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。

20 身体障害者更生相談所は、必要  
に応じ、巡回して、前項の業務を行  
うことができる。



三 第二十七条第三項及び第五項の規定により、市町村が設置する身体障害者厚生援護施設及び養成施設の設置及び運営に要する費用

(都道府県の支弁)

第三十六條 身体障害者の厚生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、左に掲げるものは、都道府県の支弁とする。

一 第六條第二項に規定する地方身体障害者福祉審議会の運営に要する費用

二 第九條の規定により都道府県が設置する身体障害者福祉司の設置及び運営に要する費用

三 第十一條の規定により都道府県が設置する身体障害者更生相談所の設置及び運営に要する費用

四 第十三條から第十五條まで、第一十八条、第二十一条及び第二十一条第一項の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用

五 第二十七条第二項及び第五項の規定により都道府県が設置する身体障害者更生援護施設及び養成施設の設置及び運営に要する費用

(都道府県の負担)

第三十七条 都道府県は、第三十五条

第三十九條中「身体障害者更生援護施設又は前條に規定する施設」を「第二十七条第三項の規定により市町村が設置する身体障害者更生援護施設」に改める。

第四章中第三十七條の次に次の二條を加える。

第三十七條の二 国は、第三十五条及び第三十六条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用並びに前條の規定により都道府県が負担する費用について、左に掲げるものを負担する。

一 第二十五條第一号並びに第三十六條第一号及び第二号の費用については、その十分の五

二 第三十五条第三号の費用のうち、その運営に要する費用については、その十分の八

三 第三十六条第三号及び第五号の費用のうち、その設置に要する費用については、その十分の八

四 第三十五条第一号及び第三十六條第四号の費用のうち、その運営に要する費用についてはその十分の八

五、その運営に要する費用についてはその十分の八

六 第三十五条第一号及び第三十六條第四号の費用のうち、第十條から第十五條まで、第十八條及び第二十一条第一項の行政措置に要する費用についてはその十分の五、第二十条の行政措置に要する費用についてはその十分の八

七 前條の規定により都道府県が

第三号の規定により市町村が支弁した費用のうち、当該施設の設置に要する費用については、その三分の二に規定する費用とする。

第四章中第三十七條の次に次の二條を加える。

第三十八條 刪除

第三十九條中「身体障害者更生援護施設又は前條に規定する施設」を「第二十七条第三項の規定により市町村が設置する身体障害者更生援護施設」に改める。

第四十條第一項中「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改め、同條第二項を削り、同條第三項を第二項とし、同項中「前二項」を「前項」に改める。

第四十一條 刪除

第四十二条中「又は都道府県知事」を「都道府県知事又は市町村長」に改め、「都道府県知事のした処分に對しては厚生大臣に、」の下に市町村長のした処分については、厚生大臣に、「」を加える。

第四十三条の前の見出しを削り、同條を次のように改める。

(町村の一部事務組合)

第四十三条 町村が一部事務組合を設けて福祉事務所を設置した場合は、この法律の適用については、この組合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その組合の長

第四十三条の次に次の二條を加える。

第四十四条に見出しとして「(租税その他公課の非課税)」を加える。

第四十五条第二号を削る。

第四十六条第二号を削る。

第四十七条中「左の各号の一に該当する者は、」を「誰かその他の不正な手段により、身体障害者手帳の交付を受けた者又は受けさせた者は、」に改め、第一号及び第二号を削る。

別表第一号1中「屈伸異常」を「屈折異常」に、第四号中「肢切斷又は肢体不自由」を「肢体不自由(肢切斷を含む)」に改める。

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。但し、第六條

及び第二十六条の改正規定は、公布の日から、第二十七条、第二十一条、第三十八条から第四十一条までの、第四十六条及び第四十七条の改正規定並びに附則第五項及び附則第六項(社会福祉事業法第二條に規定する部分を除く。)の規定は、同年六月一日から施行する。

第三十九條の二 町村の福祉事務所の設置又は廃止により援護の実施機関に変更があつた場合においては、この法律又はこの法律に基いて発する命令の規定により、変更前の援護の実施機関がした処分その他の行為は、変更後の援護の実施機関がした処分その他の行為とみなす。但し、変更前に行われ、又は行われるべきであつた援護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとす

る。

第四十二条に見出しとして「(租税の法律の適用については、福祉事務所長とみなす。)

第四十三条に見出しとして「(身体障害者福祉司に関する経過規定)

4 この法律の施行の際、現に任用されている身体障害者福祉司は、第十條の規定により任用された身体障害者福祉司とみなす。

5 第四十六条及び第四十七条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用に関する経過規定

6 第四十六条及び第四十七条の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

(社会福祉事業法の一部改正)

6 社会福祉事業法の一部を次のようにより改正する。

第二條第二項第三号中「身体障害者更生指導施設」を「身体障害者更生施設」に、「中途失明者更生施設」を「失明者更生施設」に、同

第三項第三号中「義し要具製作施設」を「補装具製作施設」に改める。

第五十八條第二項中「同條第三項第一号」を「同條第三項第一号」に改める。

附則第十五項中「社会事業法」を「社会事業法又は身体障害者福祉法」に改める。

附則に次の一項を加える。

(公益質屋を経営する者の経過規定)

この法律の施行の際、現に從前の大益質屋法第一條第二項の規定により認可を受けて公益質屋を経営している公益法人は、

昭和二十七年五月三十一日までに、同法の適用については、社会福祉法人とみなす。

(予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律の一部改正) 予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律(昭和二十五年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

第一條第五号中「第三十六條」を「第三十七條の二」に、「第三十五條第一号及び第二号」を「第三十五條第一号、第三十六條第二号及び第三号」に改める。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書〔最終号の附録に掲載〕

〔青柳一郎君登壇〕

○青柳一郎君(ただいま議題となりました生活保護法の一部を改正する法律案、児童福祉法の一部を改正する法律案及び身体障害者福祉法の一部を改正する法律案について、厚生委員会における審議の経過並びに結果を御報告申します。)

さきに今国会において制定せられた社会福祉事業法により、社会福祉に関する事務所の制度が創設せられたのであります。この三法案は、いざれもこれに伴いまして既存諸機関と

この法律の施行の際、現に從前の大益質屋法第一條第二項の規定により認可を受けて公益質屋を経営している公益法人は、

昭和二十七年五月三十一日までに、同法の適用については、社会福祉法人とみなす。

(予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律の一部改正) 予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律(昭和二十五年法律第二百十二号)の一部を次

に改める。

第一條第五号中「第三十六條」を「第三十七條の二」に、「第三十五

條第一号及び第二号」を「第三十五

條第一号、第三十六條第二号及び第三号」に改める。

身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書〔最終号の附録に掲載〕

ついては国が八割、都道府県及び市町

村がそれへ一割を負担しておりますが、これを、保護費を支弁した都道府

県または市町村がそれへ一割を負担することとしておるのであります。

第五は、教護院においては、その目的の特殊性にかんがみ、教護院の長が、

別法人がつくられることになりましたので、この社会福祉法人のみが保護施設を設置し得るようにならしているの

であります。

次に児童福祉法の一部を改正する法

案について申し上げますれば、第一は、児童福祉行政事務を行わせるとともに、

従来の児童福祉機関の業務内容を明確にしたことがあります。第二は、法人

務所及び社会福祉主事に対し一定の児童福祉行政事務を行わせることとし

ます。第三は、本法は従前は十八歳以上の身体障害者を対象として参つたのであります。が、今回十八歳

未満の身体障害児童については、本法により身体障害者手帳を交付することにいたしました。

右の三法案は、五月十七日、本委員会に付託、翌十八日、厚生大臣より提

案理由の説明を聽取した後、一括審議に入り、十九日以降連日熱心なる質疑応答が行われたのであります。特に生

活保護法の一部を改正する法律案につ

いては、福祉事務所の設置運営、緊急

保護、費用負担の諸問題、児童福祉法の一部を改正する法律案については、地

託者の制度を設けたこととあります。

第五は、教護院においては、その目的の特殊性にかんがみ、教護院の長が、

別法人がつくられることになりましたので、この社会福祉法人のみが保護施設を設置し得るようにならしているの

であります。

次に身体障害者福祉法の一部を改正する法律案について申し上げます。されば、第一は、身体障害者更生援助機関

より反対の討論があり、採決に入りましたところ、右三法案とも多数をもつて原案通り可決すべきものと決した次

を、福祉に関する事務所を管理する都道府県知事及び市町村長とすること

あります。第二は、身体障害者福祉司、身体障害者更生相談所、福祉事務所等、身体障害者更生援助の業務に従事する末端事業機関の所掌事務を明確にし、それら相互の関係を調整する

こととあります。第三は、本法は従前は十八歳以上の身体障害者を対象として参つたのであります。が、今回十八歳

未満の身体障害児童については、本法により身体障害者手帳を交付することにいたしました。

〔今野武雄君登壇〕

○今野武雄君(岩本信行君) 討論の通告がああります。これを許します。今野武雄君。

〔今野武雄君登壇〕

○今野武雄君(岩本信行君) 私は、日本共産党を代表して岡委員より

表いたしまして、ただいま議題となりました三案に對して反対の意向を表明せんとするものであります。

元来、このよろずな社会福祉関係の仕事は、十分な予算を伴わなければどう

にもならないわけでございます。ところが、昨年児童福祉法、それから身

体傷害者福祉法等が制定されましてや何かの実情を見て參りますすると、い

わゆる地方財政のやり方がかわって、そういう平衡交付金というような制度が設けられた、そのためには財政

の負担にたえきれないといふことでも

あります。第四は、現在保護費等に

な指導をすることを目的とする保護費

に及ぼした影響を中心問題として、き

わめて熱心に論議が行われたのであります。これが、これらの詳細は速記録に譲ることといたします。

・かくて、二十四日の委員会において質疑を終了し、討論に入りましたところといたしました。

助の逆配欠配というものが非常に多数に出て参りました。衆議院の厚生委員会の調査によりまして、そういうような逆配欠配の例が七十数件出ております。そのほか、こういう補助金や何をもらつても、とてもやつて行けないから、補助金などは返上するというような例も出て来ておる。こういうようには、法律は、看板の上では表面上整備して参りましたが、財政上の措置はかえつて逆行いたしまして、児童の福祉はかえつて守られない。こういうような状況になつて来ておるわけでござります。

いというのと同じであります。行わないのと同じよりもなむ悪いことに、は、こういう法律ができるんだから、そのうち行われるだろうといふような、むなし期待をその人たちに與えて、その人たちがもつと適切などころに訴えるのを妨げる、こういふやうなことにすらなるわけでございまして、かえつてそういう幻想を與える点において有害であるとさえ言われるわけでござります。

な。ところが一九四九年になりますと、そういうものが八十五万にふえています。これはロシャにおける、ある大きな革命によつて、いかに国民の生活あるいは民度が高くなつてゐるかということの一つの例でござります。

それから医療や何がでもすべて無料で得られるということ、これはソビエトばかりでなく、イギリスでもやはり同様のことがあるわけでございます。イギリスでも、やはり社会保障は相当完備しておる。しかるに、そのイギリスでも、この間ベヴァン氏その他の人が大臣を辞職された。それはなぜかといえば、そういう社会保障の関係の費用がわざわざ削られる。たとえば、めがねや入れ歯、これは普通の人のめがねや入れ歯でござりますが、そういうものを、今後半分は個人負担にしなければならない。そういうようなことはけしからぬといふので、ベヴァン氏がやめておる。それも何のためにそういうめがねや入れ歯の費用を個人に持たせなければならなくなつたかといえば、結局今アメリカを中心としてやつている戦争政策、その戦争政策のため、イギリスの政府もまた協力する。そういう戦争経済をやるために、国民の福祉と、いうものを犠牲にしなければならない。こういうやり方をやつておれば、結局戦争にもなるし、また個人

の福祉も妨げられる、こういうふうにで  
もって、ベヴァン氏その他の人々が大  
臣をやめておるわけでござります。こ  
れほど重大な問題に考え方られておる。  
ところが、それに比べると、日本で  
はまるで社会福祉というようなことは  
考えられていないといつてもさしつか  
えないと思は思います。そういうこと  
で、文句の上だけでこれを「まかそそう  
とする」とに対しては、「われ／＼は相  
対に反対いたします。今度の改正案を  
も、結局先ほどの説明でもわかる通り  
、官僚統制を強化するということだけに  
すぎないのであります。そういうこと  
の意味では、さらに改悪されるといふ  
ことになるわけでござりまするから、  
われ／＼は、これに対する反対をやめる  
を得ないわけであります。

民主化及び財政についての責任ある立場をもつて、この問題に對して實行的、積極的に取り組むべきである。現在は、福祉主事あるいは福祉司といふものがこの制度の運営の第一線に当ることになつておりますが、皆さんが方も御存じのように、長い伝統と、通じたかな経験を持つておるところの民生委員あるいは児童委員が二次的な、副次的な役割を務めることに相なつております。しかしながら、彼ら民生委員や児童委員の、ゆたかな、伝統のある、しかも多大の犠牲を拂つて民生の福祉のために努力して参りましたところのこの経験を十二分に尊重いたしまして、今度の法律改正が、福祉行政をいやましく官僚的な偏向に導くことのないよう、われわれは衷心より希望せざるを得ないのであります。











第十一條 薬剤師国家試験に関する事項

て不正の行為があつた場合には、当該不正行為に關係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

この場合においては、なお、その者について期間を定めて試験を受けることを許さないことがある。

第十二條 この法律に規定するもの以外、試験の科目、受験手続その他試験に關し必要な事項

は、省令でこれを定める。

(審議会の組織)

第十五條 薬事審議会は、委員五人以内で、薬剤師試験審議会は、委員三十人以内でこれを組織する。

2 特別な事項を調査審議させるため、又は薬剤師国家試験に関する事務をつかさどらせるため、臨時に必要があるときは、

それぞれ薬事審議会又は薬剤師試験審議会に臨時委員を置くことができる。

3 薬事審議会及び薬剤師試験審議会(以下「審議会」という。)の委員は、関係行政機関の職員並びに薬事又は毒物及び劇物に関する知識経験のある者のうちから、厚生大臣がこれを任命する。

4 審議会において、委員のうちから互選された者は、それぞれ委員長として会務を総理する。

5 審議会の委員及び臨時委員は、非常勤とする。

6 審議会の委員(関係行政機関の職員のうちから任命された委員を除く)の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の庶務)

第十六條 審議会の庶務は、厚生省業務局においてこれを処理する。

(政令委任)

第十七條 この法律に規定するもの外、審議事項その他の審議会の運営に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第十八條 及び第十九條 削除 第二十六条第四項を削る。

第三十一条第一項中「薬事審議会の提出する原案に基いて、」を「薬事審議会の意見を聞いて、」に改め、同條第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 厚生大臣は、少くとも十年ごとに日本薬局方の改訂について、少くとも二年ごとにその追補について、薬事審議会の意見を聞かなければならぬ。

第三十二条第三項中「薬事審議会の建議に基き、」を「薬事審議会の意見を聞いて、」に改める。

第四十六条第四項及び第五項を削り、同條の次に次の一條を加える。

(聴聞)

第四十六条の二 厚生大臣又は都道府県知事は、前條第二項又は

第三項の規定により免許若しくは登録を取り消し、又は業務の停止を命じようとするときは、あらかじめ、处分の相手方又はその代理人の出頭を求めて、公

かさどらせるため、厚生大臣の監督に屬する薬剤師試験審議会を置く。

臣又は都道府県知事は、处分をしようとする事由並びに聴聞の期日及び場所を、期日の一週間前までに公示する。

且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 聽聞においては、前項の通知を受けた者又はその代理人は、自己又は本人のために説明し且つ、証拠を提出することができる。

4 厚生大臣又は都道府県知事は、处分の相手方又はその代理人が正当の理由がなくて出頭しないときは、聴聞を行わないで前條第二項又は第三項の規定による处分を行うことができる。

5 この法律の施行前三十日以内に、薬事法第四十六条第二項又は第三項の規定により行われた处分

については、この法律の施行後も前條第二項又は第三項の規定によるものとみなす。

第六条 第二項中「薬事審議会の建議に基き、」を「薬事審議会の意見を聞いて、」に改める。

第七十四条第二項中「第十四條

第一号」を「第九條第一号」に改め

る。

第八條 社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律(昭和二十五年法律第四十七号)

の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項中「三年」を「二年」に改める。

2 前項の場合において、厚生大臣による聴聞を行わなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第一條中精神衛生研究所に関する規定は、昭和二十七年一月一日から施行する。

2 この法律の施行前に、この法律による改正前の薬事法の規定により薬事審議会が執行した薬剤師国家試験は、この法律による改正後の薬事法の規定により厚生大臣が実施する。

3 この法律の施行による改正前の薬事法の規定による薬事審議会は、その限度において、なお存続するものとする。

4 社会保険審議会、社会保険医療協議会、社会保険審査官及び社会保険審査会の設置に関する法律附則第十項の規定によりその任期を二年とされた社会保険審査会の委員のうち厚生大臣が指名するその半数の者の任期を一年に改め、同項の規定によりその任期を三年とされた社会保険審査会の委員の任期を二年に改める。

官報号外 昭和二十六年五月二十六日 薬事院会議録第四十号 審議会等の整理のための經理府設置法の一部を改正する法律案外十一件 八八五



る官吏であつた者が引き続ぎ都道府県の職員となつたときは、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十一條の規定の適用がある場合を除き、同條の規定を準用する。

4 昭和二十六年三月三十一日において現に農事改良実験所の用に供していいた国有財産及び国の所有に属する物品であつて農林大臣の指定するものは、当該農事改良実験所の所在地の属する都道府県に譲与するものとする。

5 改正前の自作農創設特別措置法

一項の規定により中央農地委員会議が都府県別に定めた面積は、改正後の同法の相当規定に基づき主務大臣が定めたものとみなす。

6 改正前の自作農創設特別措置法第三條第三項(同法第四十條の二第二項において准用する場合を含む。)の規定により都道府県農地委員会が定めた面積は、改正後の同法の相当規定に基づき定めたものとみなす。

7 この法律の施行の際現に漁港審議会の委員である者の任期は、第七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 国家行政組織法(昭和二十三年

法律第二百二十号)の一部を次のよう改訂する。

別表第一の農林省の項の公団の

「肥料配給公団」「食糧配給公団」「油糧砂糖配給公団」を削る。

4 昭和二十六年三月三十一日において現に農事改良実験所の用に供していいた国有財産及び国の所有に属する物品であつて農林大臣の指

定するものは、当該農事改良実験

所の所在地の属する都道府県に譲

与するものとする。

5 改正前の自作農創設特別措置法

一項の規定により中央農地委員会議が都府県別に定めた面積は、改

正後の同法の相当規定に基づき主務

大臣が定めたものとみなす。

6 改正前の自作農創設特別措置法第三條第三項(同法第四十條の二第二項において准用する場合を含む。)の規定により都道府県農地委員会が定めた面積は、改正後の同法の相当規定に基づき定めたものとみなす。

7 この法律の施行の際現に漁港審議会の委員である者の任期は、第七條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 国家行政組織法(昭和二十三年

目次中「第五章 公団(第六十七條)」を削る。

第四條第一項第二十二号中「物質」を「供給の特に不足する物資」に改め、同項第二十三号中「及び」を次のように改める。

「商品取引所審議会」

「商品取引所審議会の部を削り、所審議会」

「商品取引所に關する重要事項」を調査審議すること。

その生産、出荷若しくは移動又は工事の施行を命ずること」を削り、同項第二十四号及び第二十五号を次のように改める。

二十四 所掌事務に係る供給の

特に不足する物資の生産、譲りこに送付する。

渡若しくは引渡しを命じ、又はこれら行為を制限し、若しくは禁止すること。

二十五 削除

第九條第一項第五号中「貿易公

團及び」を削り、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の一 通商産業省の所掌に係

る物資で連合軍の需要するも

の生産の促進に関すること。

第九條第一項第八号を次のよう改める。

八 連合軍に対する役務の提供及び物資の供給に関すること。(特別調達庁の所掌に属することを除く。)

第十條中第六号から第八号の二までを削り、第九号を第六号とす

第二十二條第一項の表中參與會議、輸出協議会、指定生産資材割当基準審議会及び商品取引所品販売業者登録諸問題審議会、指定生産資材割当基準審議会及び商品取引所

関係各大臣の諮詢に応じ、商品取引所に關する重要事項」を調査審議すること。

関係各大臣の諮詢に応じ、商品取引所に關する重要事項を調査審議すること。

商品取引所に關する重要事項を調査審議すること。

商品取引所審議会

「商品取引所審議会の部を削り、所審議会」

「商品取引所に關する重要事項」を調査審議すること。

産業合理化審議会

「商品取引所審議会の部を削り、所審議会」

「商品取引所に關する重要事項」を調査審議すること。

電気自動車充電技術者資格検定審議会

「商品取引所審議会の部を削り、所審議会」

「商品取引所に關する重要事項」を調査審議すること。

電気自動車の充電技術者資格の検定を行ふ。

電気自動車充電技術者資格の検定を行ふ。

電気自動車充電技術者資格の検定を行ふ。

第三十一條中「第十五号」を「第二十四号」に、「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

第二十五條第三項を次のよう改め、同條第五項中「及び第三項」を削る。

3 石炭の生産その他石炭鉱業に関しては、第一項の規定にかかわらず、福島県は、東京通商産業局の管轄区域とする。但し、鉱業権の設定、変更(賦税権の存続期間の延長を含む。)及び消滅並びにこれに目的とする粗鉱権及び抵当権に関する登録については、この限りでない。

第三十一條中「第十五号」を「第二十四号」に、「第三十一号」を「第三十二号」に改める。

第二十五條第三項を次のよう改め、同條第五項中「及び第三項」を削る。

4 地下資源開発審議会

地下資源開発審議会

「石炭鉱害地復旧対策」

通商産業大臣の諮詢に応じ、石炭鉱害地の復

旧に関する事項を調査審議すること。

地下資源開発審議会

地下資源の開発に関する重要事項を調査審議すること。

電気事業主任技術者資格検定審議会

電気事業主任技術者資格の検定を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。

電気事業主任技術者資格検定審議会

電気事業主任技術者資格の検定を行い、及びその資格に関する事項を調査審議すること。

改め、炭田探査審議会、重要鉱物審議会及び石油資源開発促進審議会の部を削る。

第五十二條第一項の表中「日本工業標準化調査会」関係各大臣の諸間に応じ、工業標準化に関する重要な事を調査審議すること。

「日本工業標準化調査会」関係各大臣の諸間に応じ、工業標準化に関する重要な事を調査審議すること。

第七條第三項中「委嘱する。」を「任命する。」に改める。

（輸出信用保険法の改正）  
五年法律第六十七号の一部を次のように改める。

第六條 輸出信用保険法（昭和二十一年法律第六十七号）の一部を次のように改める。

第七條第二項を次のように改める。  
第七條第二項を次のように改める。

第八條第一項中「三」を「二」に改める。

（臨時鉄くず資源回収法の改正）  
和二十四年法律第七百七十二号の一部を次のように改める。

第九條第一項を次のように改める。  
第九條第一項を次のように改める。

第十條第一項中「三」を「二」に改める。

（通商産業大臣の諮問に応じ、「工業所有権制度改正審議会」の改正に関する重要な事を調査審議すること。）  
延長審査会 特許権の存続期間の延長の出願を審査すること。

（特許補償等審査会 特許権の收用等による補償金等の額を調査審議すること。）  
特許権の存続期間の延長の出願を審査すること。

（特許権の存続期間の延長の出願を審査すること。）  
特許権の存続期間の延長の出願を審査すること。

第一百二十一條第一項第一号中「第百二十四條若しくは第百三十二条第一項」を「若しくは第百二十三條第一項」に改める。

（第十三章及び第十四章 削除）  
第一百三十九号から第一百三十六号まで削除









わたくしに本委員会に付託、五月二十一日あらためて付託され、それも政府の説明を聞き、質疑を行つたのであります。ですが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいのであります。

かくて、五月二十四日質疑を終え、  
討論を省略して採決の結果、多数をも  
つて原案の通り可決いたした次第であ  
ります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長（岩本信行君）十二案を一

して採決いたします。十二案の委員長の報告はいずれも可決であります。十二案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長「岩本信行君」起立多数。よ  
つて十二案とも委員長報告の通り可決  
いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

出席國務大臣

通商產業大臣 橫尾 龍君

蓮輪大臣山崎猛君  
厚生大臣臨時代理 保利 猛君

國務大臣 伊藤 芳作

出席政府委員

地方自治政務次官 小野 哲君

外務省次官 草薙 隆國君  
大藏政務次官 西川基五郎君  
厚生省社会局長 木村忠二郎君

官報号外 昭和三十六年五月五十六日 宰相院会議録第四十号 議長の報告

